

第1編 序論

- | | |
|-----|------------|
| 第1章 | 総合計画の目的 |
| 第2章 | 総合計画の期間と構成 |
| 第3章 | 施策の体系 |
| 第4章 | 将来人口の見通し |
| 第5章 | 財政の見通し |

◆フォトコンテスト入賞作品◆



『朝日を受けて』撮影：藤崎聖二

第1章 総合計画の目的

市町村の組織及び運営についての自由度を拡大するなどのねらいから、昨年8月に地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）が施行され、法律による基本構想の策定義務が撤廃されました。

このことにより、市町村は、将来像やこれを達成するための基本施策の大綱などを取りまとめた基本構想や、これを実施するための主要施策を体系的に示した基本計画については、法を根拠として定める必要がなくなりました。

しかしながら、本市が将来にわたって展開する施策を計画的にまた効果的に進めていくためには、行政のすべての分野にわたる施策の基本的な指針として、その実行性を高める中・長期の計画が引き続き必要であり、また、市の自主性と自律性を発揮しながら市民と行政が一体となってまちづくりを推進する上でも、このことは不可欠であると考えます。

そこで、1市3町が合併して発足した本市が、既に策定した基本構想や前期基本計画に基づき取り組んできた市の将来像である「人と自然がひびきあう 県北の都 玉名」を実現するため、構想期間の後半を担う後期基本計画を策定しました。

市を取り巻く社会の現状は、住民ニーズの多様化、少子・高齢化、産業構造の変化、企業活動のグローバル化、国・地方を通じた厳しい財政状況など、多くの課題を抱えています。

後期基本計画は、これら課題の解決や軽減に努め、市民の暮らしに関わる満足度の向上を図るとともに、市民のだれもが将来にわたって住み続けたいと思える玉名市をつくるための今後の5年間のまちづくりの基本的な方向を示す、市の最も基本となる総合的な指針となるものです。



第2章 総合計画の期間と構成

総合計画は、平成 17 年 10 月 3 日に旧玉名市、岱明町、横島町及び天水町の 1 市 3 町の合併によって誕生した本市の最も基本となる中・長期的な計画で、『基本構想』、『基本計画』及び『実施計画』により構成されています。

◆ 基本構想 ◆

基本構想は、本市の全領域にわたるまちづくりのビジョンを明らかにする長期的な計画であり、将来の都市像やその実現に向けた基本的な姿勢、主要施策の大綱を示します。
なお、計画期間は 10 年間とします。

平成 19 年度（2007 年度）から平成 28 年度（2016 年度）

◆ 基本計画 ◆

基本計画は、基本構想で定めた主要施策を実現するために実施する具体的な施策を明らかにする中期的な計画であり、基本構想の計画期間を前期と後期に分けて施策の概要などを示します。
なお、計画期間は、前期と後期ともに 5 年間とします。

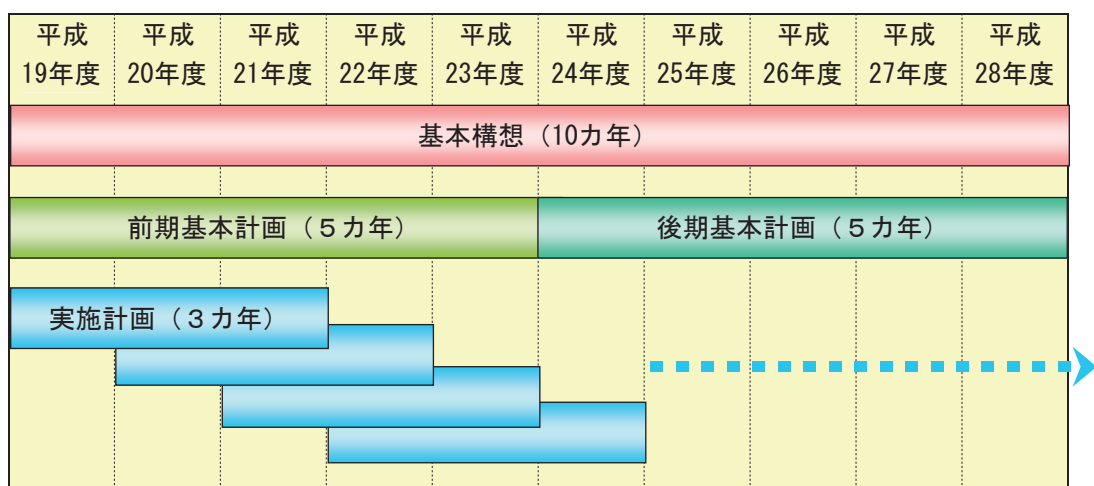
前期基本計画：平成 19 年度（2007 年度）から平成 23 年度（2011 年度）

後期基本計画：平成 24 年度（2012 年度）から平成 28 年度（2016 年度）

◆ 実施計画 ◆

実施計画は、基本計画などに基づく施策を効果的、計画的に展開するための計画であり、毎年度の予算編成にあたっての重要な指針の一つとなります。

なお、計画期間は 3 年間とし、毎年度定期的にその時々諸事情の変化や財源を踏まえて計画を見直すローリング方式を採用します。

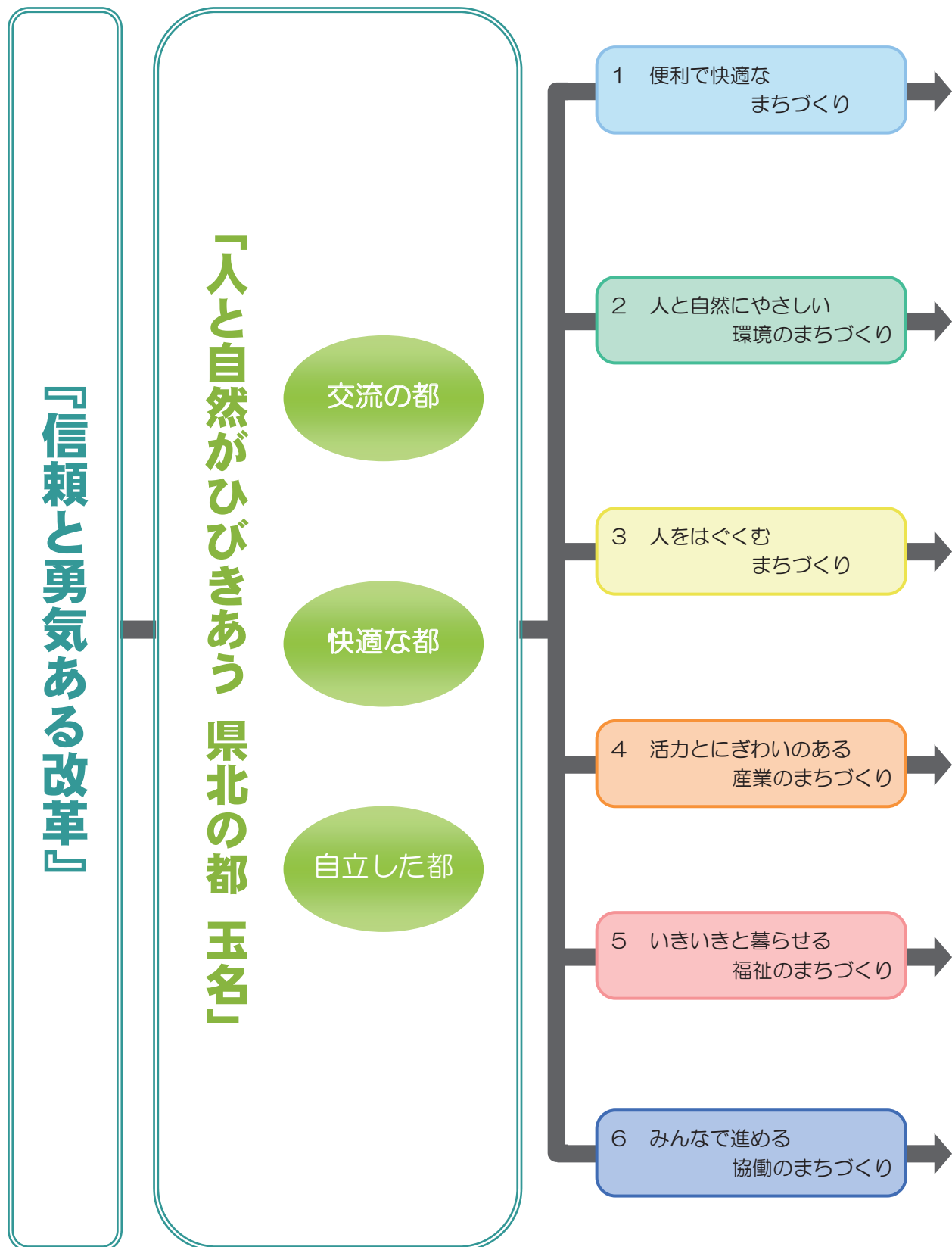


第3章 施策の体系

基本理念

将来像

基本目標



主要施策

(1)	道路交通体系の整備
(2)	公共交通の充実
(3)	魅力ある住環境の整備
(4)	公園・緑地等の整備
(5)	まちなみの景観形成
(6)	情報・通信基盤の整備

(1)	自然環境の保全
(2)	環境保全への意識啓発
(3)	新エネルギーの導入
(4)	上水道・下水道の整備促進
(5)	安心安全なまちづくり
(6)	ごみ・し尿処理と再資源化の推進

(1)	学校教育の充実
(2)	社会教育の充実
(3)	社会体育の充実
(4)	文化・芸術の振興
(5)	国際交流の推進
(6)	「音楽の都 玉名」づくり

(1)	農林業の振興
(2)	水産業の振興
(3)	製造業・工業の振興
(4)	商業の振興
(5)	観光の振興

(1)	保健医療体制の充実
(2)	保健活動の推進
(3)	社会福祉の充実
(4)	社会保障の充実
(5)	大学を活かしたまちづくり

(1)	協働のまちづくり
(2)	人権啓発の推進
(3)	男女共同参画社会の推進
(4)	情報公開の推進
(5)	行財政運営の効率化

施策区分

(1)	1.広域交通ネットワークの整備	(3)	1.定住化などの推進
	2.生活道路網の整備		2.公営住宅の整備
	3.「15分構想」の推進	(4)	1.公園・緑地の整備
(2)	1.新玉名駅周辺の整備		2.「花の都 玉名」づくりの推進
	2.バス路線網の整備		
(1)	1.地下水の保全	(5)	1.都市景観の形成
	2.河川環境の保全		2.自然景観の形成
	3.森林環境の保全		3.「美しい景観都市 玉名」の実現
	4.「環境の先進地、環境立都 玉名」の推進	(6)	1.情報基盤・通信ネットワークの整備
(2)	1.環境保全活動の意識啓発の推進	(5)	1.防災体制の強化
	2.環境保全活動の支援		2.治水の強化
(3)	1.新エネルギー導入の推進		3.交通安全対策の強化
	2.省エネルギーの推進		4.防犯対策の強化
(4)	1.上水道などの整備	(6)	1.ごみ分別収集の推進
	2.下水道などの整備		2.循環型社会システムの構築
(1)	1.就学前教育の充実	(3)	3.不法投棄の監視強化
	2.生きる力を身につける教育の推進		1.生涯スポーツの推進
	3.学校・家庭・地域の連携		2.社会体育指導者の育成
	4.人権教育の充実	(4)	3.社会体育施設の充実
	5.教育環境の整備		1.歴史・文化施設の充実
(2)	1.生涯学習の推進		2.文化交流活動の推進
	2.社会教育の推進	(5)	3.歴史・文化を生かした地域づくりの推進
	3.社会教育施設の充実		1.国際交流活動の推進
(1)	1.6次産業化の推進	(6)	2.国際感覚豊かな人材の育成
	2.農産物の振興		1.「音楽の都 玉名」づくりの推進
	3.農業基盤整備の推進	(4)	1.商店街・商業者の支援
	4.畜産の振興		2.商業活性化の推進
	5.農業経営者の育成と受皿づくり		3.消費者の保護の強化
	6.農産物の販路拡大	(5)	1.広域観光ネットワークの推進
	7.グリーンツーリズムの推進		2.観光情報の充実
	8.森林の多面的活用と整備		3.特産・物産品の開発と販路拡大
(2)	1.水産基盤整備の推進		4.観光資源の魅力創出
	2.漁場環境の保全		5.国際観光への対応
	3.漁業経営の安定化の推進	(4)	1.介護保険事業の充実
(3)	1.新規企業の誘致		2.国民健康保険事業などの健全運営
	2.地場企業・起業家の支援		3.国民年金制度の啓発
	3.就業対策の推進		4.低所得者福祉の充実
(1)	1.健康づくりの推進	(5)	1.大学公開講座の活用
	2.医療体制の充実		2.大学施設の活用
(2)	1.保健活動の推進		3.交流事業の推進
	1.子育て支援の充実	(4)	1.情報公開の充実
(3)	2.障がい者支援の充実		2.個人情報保護対策の強化
	3.高齢者支援の充実		3.行政情報発信の充実
	4.地域で支え合う体制の充実	(5)	1.健全な財政の運営
(1)	5.ユニバーサルデザインの推進		2.行政経営の推進
	1.市民協働の推進		3.職員の計画的人事配置と育成
(2)	2.市民公益活動の支援		4.行政施設の整備と有効活用
	1.人権教育と人権啓発活動の充実		
(3)	1.男女共同参画社会の形成		
	2.男女共同参画センターの開設		

第4章 将来人口の見通し

本市は、九州新幹線全線開業による交通拠点機能の向上とその活用、企業誘致の促進、住環境の整備や子育て支援の充実などにより定住化を推進し、魅力あるまちづくりを進めてきましたが、平成22年の国勢調査による市の人口は、69,541人であり、前回（平成17年）の調査人口71,851人から2,300人余りが減少しました。

また、前々回（平成12年）の調査でも1,200人が減少しており、近年の本市の人口動態をみてもその主な要因である自然動態（出生者数－死亡者数）、社会動態（転入者数－転出者数）ともに150～400名程度の範囲で毎年減少しています。

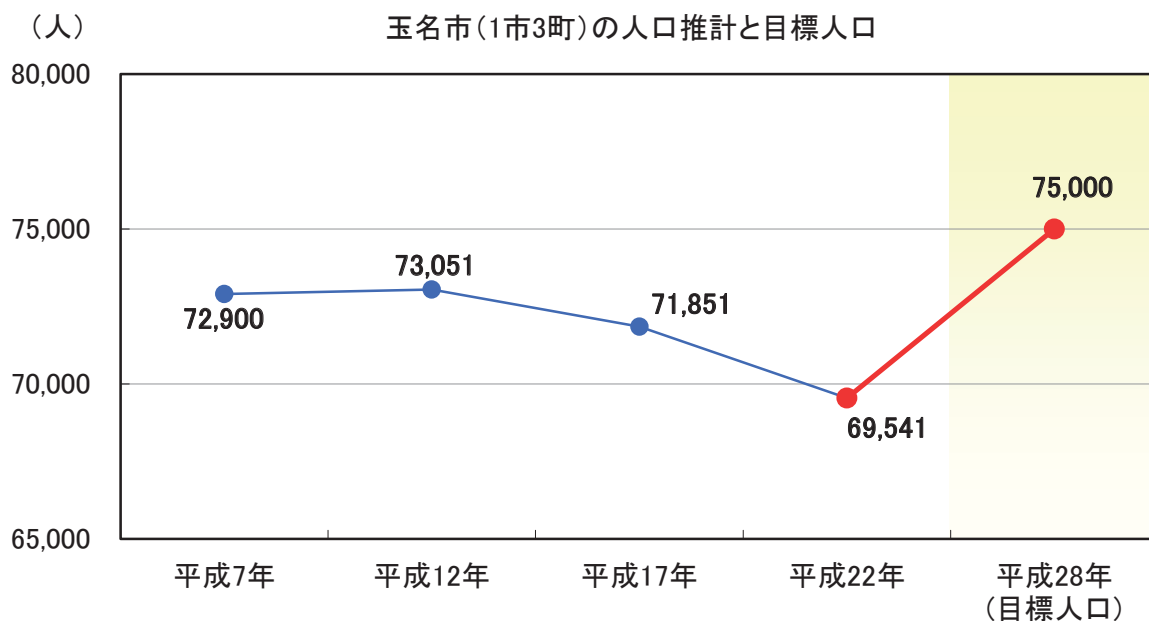
このことから、本市では今後も人口減少が進んでいくものと考えられます。

		2003年 平成15年	2004年 平成16年	2005年 平成17年	2006年 平成18年	2007年 平成19年	2008年 平成20年	2009年 平成21年	2010年 平成22年
自然動態	自然増	△ 146	△ 206	△ 210	△ 187	△ 234	△ 229	△ 283	△ 248
	出生数	602	556	559	574	549	578	536	542
	死亡数	748	762	769	761	783	807	819	790
社会動態	社会増	△ 175	△ 102	△ 354	△ 241	△ 397	△ 121	△ 326	△ 212
	転入	2,539	2,538	2,536	2,286	2,174	2,271	2,042	1,786
	転出	2,714	2,640	2,890	2,527	2,571	2,392	2,368	1,998

全国的にも人口減少の時代に入った状況や本市の近年の人口動態を考慮すると、今般、本市の将来人口の目標を過度に期待することは現実的でないとの指摘もあります。

一方で、自治体経営の基盤は人であり、魅力あるまちづくりを支える力を維持していくためにも、人口増加を目指すことが重要であることは否定できません。

そこで、後期基本計画においては、これまでの人口減少に歯止めをかけ、増加に転じさせるための可能な限りの施策の展開を図り、基本構想で定める目標年次、平成28年の目標人口75,000人を目指して魅力あるまちづくりを推進していきます。



※平成28年度の人口は、開発などによる人口の増加が見込めない場合、統計学的には65,000人程度になることも推計されます。

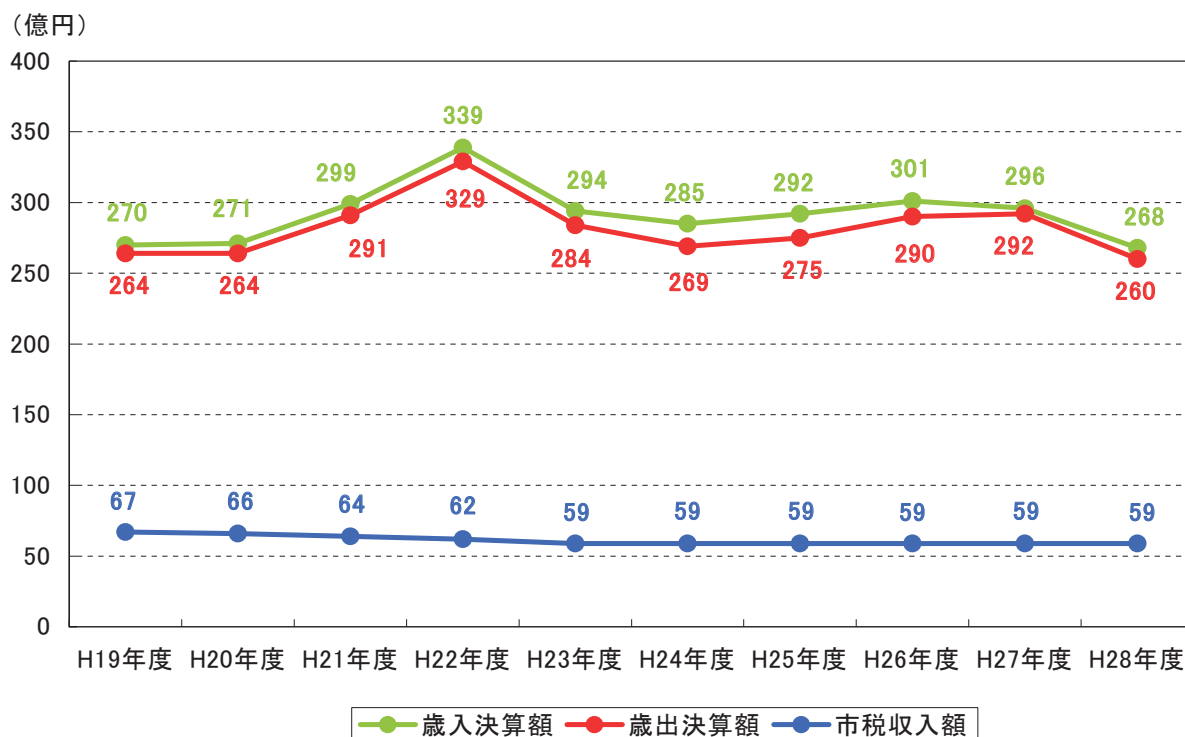
第5章 財政の見通し

我が国の経済は、平成23年度の内閣府年央試算によれば、東日本大震災の影響により1-3月期の実質GDPが大幅なマイナス成長となり、政府経済見通しで想定していた成長経路を下回っています。また、大震災により、被災地の生産拠点が被害を受け、サプライチェーン*を通じて全国的に生産が大きく減少し、消費などの需要も大きく落ち込みました。

このような経済動向の下での本市財政の長期的見通しは、現在、普通交付税に加算されている合併算定替（市町合併による特例措置）約20億円が平成28年度から5年間で段階的に削減され終了することや、少子高齢化の進行により扶助費や医療費関係経費が今後も累増し、平成31年度以降、大規模な財源不足が見込まれるところです。また、後期計画期間中の見通しとして、歳入の根幹である市税について本市経済の先行きが未だ不透明であり増収は期待できないこと、歳出についても現状の行政サービスの水準を維持しながらの過大な削減には限界があることなどから、今後も適正な財政の緊縮を図ることが重要となります。

そこで、これらの見通しに対処するため、これまでと同様に財源不足に備えた積立基金の増額、後年度の返済を考慮した市債の発行、すなわち計画的な建設事業の実施、また、高利市債の繰上償還による公債費の縮減、事務事業の見直しによる経常的経費の縮減などに取り組み、将来にわたって持続可能な財政基盤を確立する必要があると考えます。

さらに、基礎的な公共サービスを担う地方自治体としての責務を長期的かつ安定的に果たすため、更なる企業誘致や地場産業の振興を図り、時代を担う子供や若者たちが安心して活躍できる環境整備に努めるとともに、歳入確保や行財政改革の一層の推進に取り組み、簡素で効率的な行財政運営を行うことが求められます。



用語説明

サプライチェーン

供給連鎖。原材料の調達から生産、販売、物流を経て最終需要者に至る製品・サービス提供のために行われる事業諸活動の一連の流れのこと。